参　考　資　料

〔　通知等　〕

○　「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成 24 年３月５日付け保医発 0305 第３号厚生労働省保険局医療課長通知）（抄）

別添１
特掲診療料の施設基準等

第88 基準調剤加算

１ 基準調剤加算１の施設基準
（３）当該保険薬局の開局時間は、地域の保険医療機関や患者の需要に対応できるよう、特定の保険医療機関からの処方せん応需にのみ対応したものでないこと。
（※　基準調剤加算２も同じ）

３ 届出に関する事項
（１）基準調剤加算の施設基準に係る届出は、別添２の様式84を用いること。
（３）平成24年３月31日において現に基準調剤加算に係る届出を行っている保険薬局については、同年６月30日までの間に限り、実際の開局時間にかかわらず「地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている。」ものとみなし取り扱うものとするが、同年７月１日以降はこの限りではない。

○　「平成 24 年度診療報酬改定における届出の留意事項について」
（平成 24 年３月 14 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

６　基準調剤加算の施設基準の改正について
基準調剤加算については、施設基準の改正（医薬品の備蓄品目数に係る基準の変更及び地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている旨の基準の新設等）に伴い、平成24年３月31日において現に届出を行っている保険薬局であっても、平成24年４月１日以降に当該点数を算定するに当たり、再度、様式84の届出が必要であること。また、地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている旨の基準を満たしていない保険薬局については、平成24年７月１日以降に当該点数を算定するに当たり、再度、届出が必要であること。

〔　疑義解釈　〕

○　疑義解釈資料の送付について（その１）〔平成 24 年３月 30 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡〕

【基準調剤加算】

（問１）基準調剤加算の施設基準の要件に「地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっていること」とあるが、例えば、以下のような事例はどう判断すべきか。

＜処方せんを応需している主たる保険医療機関の診療時間＞
９：００～１２：００、１４：００～１８：００
＜当該保険薬局の開局時間＞
① ９：００～１２：００、１４：００～１８：００
② ９：００～１３：００、１４：００～１８：００
③ ９：００～１２：００、１４：００～１８：３０
④ ９：００～１３：００、１４：００～１８：３０

（答）　保険薬局の開局時間は、地域の保険医療機関や患者の需要に対応できるよう、特定の保険医療機関からの処方せん応需にのみ対応したものであってはならず、具体的には、特定の保険医療機関の休憩時間に応じた一時閉局となっていないことが求められる。したがって、いずれの事例の場合も当該要件を満たしていないと考えられる。

ただし、一時閉局することがある場合であっても、その時間帯を活用して在宅薬剤管理指導を実施しているケースなどについては、当該要件を満たしていると解釈して差し支えない。

（問３）基準調剤加算の施設基準については、平成24年４月16日までに届出を行うことになるが、７月１日以降の算定にあたり、開局時間に係る事項について改めて届出を行う予定である場合には、当該届出様式の「地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた調剤応需体制の整備状況」に関する記載は不要であると理解して良いか。また、４月の届出の際に当該欄の記載をしており、かつ、既に地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じたものとなっている場合には、７月１日以降に算定するにあたり再度届出を行う必要はないという理解で良いか。

（答）　いずれも貴見のとおり。

○　疑義解釈資料の送付について（その３）〔平成 24 年４月 27 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡〕

【基準調剤加算】

（問１）基準調剤加算を算定する保険薬局は、特定の保険医療機関の休憩時間に応じた一時閉局となっていないことが求められるとあるが、平日の日中に閉局日を設定している場合についてはどのように解釈すべきか。

（答）　基準調剤加算における開局時間に関する基準要件は、地域の保険医療機関や患者の需要に対応できるよう、特定の保険医療機関からの処方せん応需のみに対応したものとなっていないことを求めているものである。

したがって、平日（土曜日を含む。）の日中の時間帯（時間外加算の対象となる時間以外）については、特定の保険医療機関の休憩時間に応じた一時閉局とはなっていないとしても、診療時間外や休診日（半日もしくは全日）と完全に合わせて閉局している場合には、基準調剤加算の開局時間に係る要件は満たさないものとして取り扱う。

ただし、①当該保険薬局における特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が70%以下である場合、②当該閉局時間もしくは当該閉局日を活用して在宅薬剤管理指導を恒常的に実施している場合、③特定の保険医療機関は休診しているにもかかわらず日曜日も開局している場合、または、④当該薬局における１週間の総開局時間が特定の保険医療機関の１週間の総診療時間（休憩時間を含む。）を超えている場合は、この限りでない。